

通告４番目、７番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

福岡議員。

○福岡議員 ７番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問を行います。

今回は、障害者施策についてと生活保護の現状についての２点お伺いいたします。最初に、障害者施策について質問いたします。

国内外を襲った新型コロナウイルスも、国内も一時緊急事態宣言が出され、不安とともに幾多の方面にも大きな損失をもたらしましたが、５月２５日には全ての都道府県で緊急事態宣言が解除され、終息に向かって元気を取り戻すようになってきましたが、都市部では、依然、感染者が発生している状況であり、岩出市においても、第２波、第３波に備えての対応が必要となってくると考えます。

そこで、１点目の質問として、そのような状況の中、障害のある方への新型コロナウイルスに対する支援策について、岩出市では障害のある方、もしくは障害者施設に対して感染予防の支援をどのように行っているのか、お伺いします。

２点目、手話言語条例についてお伺いします。

平成２３年に改正された障害者基本法や、平成２６年に障害者の権利に関する条約の批准により手話が言語として位置づけられたことから、手話に関する理解と広がりをもって、市民誰もが支え合い、安心して暮らせることのできる共生社会を実現するため、長年の悲願でありました岩出市手話言語条例が昨年９月に制定されました。関係者の皆様の努力、ご尽力、改めて感謝申し上げます。

さて、この岩出市手話言語条例の目的は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する理解の促進及び普及並びに手話を学ぶ機会の確保を図り、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、全ての市民が共に生きる地域社会を実現するとされており、また、第３条では、市の責務として、市は基本理念にのっとり、手話の理解の推進及び普及並びに手話を学ぶ機会の確保を図り、聾者が手話でコミュニケーションを図りやすい環境を整備するため、必要な施策を実施するものとされております。

そのような状況下にある中、当市において、町の時代から手話通訳者を配置され、来客者への応対、イベント開催時等の手話通訳、また、この議場においても傍聴者が手話を必要とされた場合の手話通訳を行っていただくとともに、障害に関する予算措置についても拡充の方向にあると思っております。

また、事業として、手話の入門講座を昼間の部、夜間の部で開催するなど、市民

の方から大変喜ばれております。

そこで2点目の質問ですが、手話言語条例第6条では、市の施策について記載されております。その中の第3号、手話による意思疎通支援に関することとされておりますが、市ではどのような意思疎通支援に取り組んでいるのか、お伺いいたします。

また、同条例第3条では、市の責務として、手話の理解の促進及び普及並びに手話を学ぶ機会の確保を図り、聾者が手話でコミュニケーションを図りやすい環境を整備するため必要な施策を実施するものとされておりますが、当市では、手話言語条例制定後、新たに取り組んだ施策をお伺いいたします。

次に3点目、視覚障害者への支援については、平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別の解消をするための措置などについて定めることによって、全ての国民が障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現につなげることを目的とし、福祉分野における事業者が、障害者に対し不当な差別的取扱いをしないこと、また必要かつ合理的な配慮の提供についても示されております。

そこで3点目の質問ですが、視覚の障害のある方、また弱視の方など、来庁された場合、市としての対応及びどのような配慮をなされるのか、お伺いいたします。

次に、母子健康手帳については、母子保健法第16条において、市町村は妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならないと規定されており、届出を出された方には、母子健康手帳を交付しなければなりません。近年では、男女共同参画の観点から、父親も活用できる親子健康手帳としての機能も有していると伺っております。また、市では、岩出市子育て世代包括支援センター「ぎゅっとふるいわで」を開設して、妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない支援をうたっており、障害の有無によって分け隔てることなく、親子で使いやすい母子健康手帳を交付しております。

については、視覚に障害のある方が妊娠の届出がなされた場合、点字版母子健康手帳等の交付をされているのか。また、母子健康手帳の交付時など、障害のある方にはどのような配慮をされているのか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福岡議員のご質問の1番目、障害者施策についての1点目、新型コロナウイルス感染症対策について、障害のある方に対する支援はについてお答えいたします。

障害のある方に対する支援につきましては、県から岩出市内の障害福祉施設15か所に対し、市を通して、各施設20枚ずつのマスクの配布を行いました。また、日常的に人工呼吸器を装着している児童、呼吸障害により気管切開を行っている児童は、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすいこと、また重症化する傾向にあることから、対象児童の保護者に手指消毒用エタノールの配布を行いました。それに併せて、手指消毒液の入手が難しい場合の対策、医療的ケア児の保護者が新型コロナウイルスに感染した場合の対応などの情報提供も行っております。

2点目の意思疎通支援の取組につきましては、具体的には、手話通訳派遣のことを指しており、条例制定前から、手話通訳者の同行を行っているところです。今回の新型コロナウイルス感染症の発生により、県は感染拡大予防の観点から、タブレットを使用した遠隔手話通訳を実施しており、本市においても感染リスクが高いと判断した場合は、この事業を活用しているところです。制定後の新たな取組につきましては、本年3月のふれあいまつりにおいての手話コーナーの設置や、令和2年度事業として、小学校5年生を対象とした手話教室の開催などを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、中止や延期の状態にあります。

これに代えて、地域福祉課窓口到手話紹介コーナーを設置し、小中学生を対象とした手話のチラシを配布する予定です。また、市ウェブサイトにおいても、手話動画のページの開設等を行っております。

3点目の1つ目、市の方針についてですが、第2期岩出市障害者計画の基本理念、「ふれあいのまち やさしいまち いわで」の実現に向け、福祉のまちづくりの機運の醸成、公共施設や道路の整備・充実、情報のバリアフリー化の推進等に取り組んでいるところです。具体的には、来庁される視覚障害者の方々の安全な歩行を確保するため、公共施設内のバリアフリー化のほか、点字ブロックの配置や案内板への点字表示、音声案内エレベーターの設置等の環境整備を図っております。

また、情報のバリアフリー化としましては、広報いわでを音声化した声の広報の作成配布、市ウェブサイトのウェブアクセシビリティ化を継続して進めています。

本市で作成しています各種計画につきましては、音声コードを付した印刷を行っており、音声で情報提供できるよう対応しているところです。

岩出図書館では、拡大読書器や拡大鏡を装備しておりますが、機器を使っても読

者が困難な視覚障害の方々のために、ボランティアによる対面朗読やCD図書、音声ガイド付DVD、大活字本の貸出しを行っております。体の障害等で来館できない方への資料の郵送による貸出しも行っております。

そのほかにも保険年金課では、国民健康保険被保険者証と他のカードを識別できるように点字で保険証と印字したシールの配布を、岩出クリーンセンターではふれあい収集の実施なども行っております。

今後も障害のある方の社会参加を阻害するバリアの解消に向け、ハード面のバリアフリー化を進めるとともに、障害の特性に応じて必要な情報が得られるよう、情報のバリアフリー化も進めてまいります。

2つ目の母子健康手帳の交付時など、どのような配慮がなされているのかにつきましては、視覚障害者の方に対しては、点字版の母子健康手帳をお渡しできるようにしております。また、購入につきましても、母子健康手帳の改訂に合わせて行っており、母子制度の変更に対応できるようにしております。

なお、近年、点字版の母子健康手帳を交付した実績はございません。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 当市における障害者施策について、様々な取組を行っていることが分かりました。そこで2点について再質問いたします。

1点目は、今後、当市においても、高齢化の波は障害のある方にも当然影響を及ぼし、年々障害者の高齢化が進み、障害者支援も複雑かつ多様性が求められることが予想されることから、さらなる支援に対する工夫と知恵を求められると私は感じております。特に少子高齢化が進展する中、将来には高齢化等で視覚障害者が激増すると思われまますので、視覚障害者がさらに住みやすいまちにするためにも、市としてはどう考えているのか、お伺いいたします。

もう1点は、全国手話言語市区長会があり、全国で596市区長が入会し、和歌山県では、和歌山市、御坊市、新宮市と隣接の紀の川市の4自治体が入会しております。市では、これまで参画する方向で検討した経緯があるのか、お伺いします。

また、全国手話言語市区長会に参画した場合、今後どのような取組を実施していくのか、併せてお伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の1点目、少子高齢化に伴い、視覚障害者の増加が考え

られるが、住みやすいまちとするための市の対策についてですが、岩出市では、身体障害者相談員の制度において、ピアカウンセリングを行っております。この相談は、障害当事者が相談を受けることにより、途中で失明した方など、将来への不安を抱え、今後の生活に対する希望を失いかけた相談者に、実体験からアドバイスをしたり、様々な支援制度を紹介しております。

2点目の全国手話言語市区長会に参加するか否かというその考えについてでございますが、全国手話言語市区長会についてですが、この会は、手話言語法、情報コミュニケーション法の制定と、手話関連条例の拡充を通じて、聴覚障害者の自立と社会参加の実現を目指すとともに、手話等に関する施策展開の情報交換等を行うことを目的としています。令和2年6月11日現在、全国で596市区長、10町村長が入会しております。この全国手話言語市区長会の入会につきましては、これまで具体的に検討した経緯はございませんが、その役割を研究した上で、本市の方向性を考えてまいりたいと考えております。

すみません。1点目の視覚障害者の方への取組で、ちょっと申し上げることが漏れておりましたので、再度答弁させていただきます。

視覚障害者の方が増加することに対する市の取組といたしましては、制度やサービスを取りまとめた障害者・児福祉のしおりを発行する際に、視覚障害者用の音声コードであるSPコードをつけて冊子を作成し、視覚障害のある方にも情報提供できるようにしております。窓口の相談では、相談内容に応じて、職員が必要な情報を読み上げて、情報提供を行っております。簡単な点訳であれば、点字での情報提供も行うことができます。また、本市では、身体障害者相談員の制度において、ピアカウンセリングを行っております。この相談は、障害当事者が相談を受けることにより、途中で失明した方など、将来への不安を抱え、今後の生活に対する希望を失いかけた相談者に、実体験からアドバイスをしたり、様々な支援制度を紹介しています。

今後も障害のある方の社会参加を阻害するバリアの解消に向け、相談体制や情報提供の充実を図ってまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 最初の質問でも申し上げましたが、障害者施策を考える前提として、国では、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、各自治体においては、障害者も健常者も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができ

る共生する社会の実現に向けて、着々と取り組んでいただいていることと思います。

そうした中、岩出市の障害者差別解消法の取組については、どのような事業を行っているのか、お伺いします。また、さらにもう一歩進めて、具体的な取組ができないでしょうか、お伺いします。

そして、全国手話言語市区長会へ参画することにより、各種方面から情報を得られるものと私は考えますので、ご検討をいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 障害者差別解消法の取組についてなんですが、障害者差別解消法は平成28年4月に施行され、市はパンフレットによる啓発やDVDの上映、学習会等で法についての周知に努めてきたところです。平成30年に障害を理由とする差別の解消を推進するための岩出市職員対応要領を制定し、この要領を基に、和歌山県相談支援体制整備事業アドバイザーを講師に招き、全職員に研修を行いました。また、紀の川市と合同で、関係機関や人権擁護を担う方々を構成員とした障害者差別解消地域支援協議会を開催し、弁護士等を講師に迎えて、障害者差別解消法について、障害者差別について、障害者の意思決定支援と成年後見制度についてなどのテーマでお話を頂き、様々な社会的障壁や差別事案についての情報共有と意見交換等を行っております。

今後とも関係機関と連携・協調しながら、障害のある方や家族と地域社会との関係構築に努めてまいります。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 福岡議員の再々質問の全国手話言語市区長会の加入についてでございますが、本市の方向性、この市区長会についても本市の役割等も研究した上で、本市の方向性を今後考えてまいりたいと考えております。

○田畑議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡議員。

○福岡議員 続きまして、2番目の生活保護の現状について質問いたします。

生活保護には、憲法第25条に規定する理念に基づいて、国が生活に困窮する全ての国民に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とされております。

一方、生活保護においては、利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを最低

限度の生活を維持するために活用することが求められるとともに、就労可能な方にとっては、就労による自立を目指すことが重要であると言われております。

しかし、昨年末から新型コロナウイルス感染症の急拡大や、それに伴う緊急事態宣言等により、我が国の経済は悪化し、失業等で十分な収入が得られなくなり、保護を要するケースが出てくることが予測されるとともに、高齢化により収入が減少傾向にあると思われることから、今後、生活困窮者が増加することが予測されます。

そこで、1点目の質問として、現在、当市の保護世帯数及び保護人員、また昨年度と本年4月からの生活保護相談件数及び相談の結果、生活保護申請に至った件数についてお伺いいたします。

次に、ケースワーカーにつきましては、社会福祉法第16条により、市においては生活保護世帯80世帯につき1名であり、生活保護受給者とケースワーカーとの関わり方は非常に重要であると考えております。

2点目の質問として、当市のケースワーカーの資格別の人数及び1人当たりのケースワーカーが担当している世帯はどれくらいか、お尋ねいたします。また、市としてのその対応で十分できているのかどうか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福岡議員のご質問の2番目、生活保護の現状についてお答えいたします。

1点目、新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護世帯数は増加しているのかにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活費や家賃等の支払いに不安を感じている方からの相談が大幅に増加し、昨年4月、5月の相談件数の合計は33件でありましたが、今年度4月、5月の相談件数の合計は71件に増えました。

一方、生活保護の申請件数は、昨年度4月、5月の合計は16件、今年度4月、5月の合計が15件と、ほぼ同数となっております。また、生活保護世帯数及び人数につきましても、令和2年3月末で311世帯、380人、5月末で310世帯、378人と、ほぼ横ばいとなっております。

新型コロナウイルス感染症の影響により相談件数は大きく増加したものの、生活保護世帯の大きな増加につながっていないのは、緊急小口資金や総合支援資金等の貸付けや住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染症対策として支給要件が拡大されたため、これらの制度の利用につながったことが大きな要因になってい

ると考えております。

続いて2点目、ケースワーカーの資格別の人数及び担当人数につきましては、現在、生活保護係は、係長の査察指導員が1名、ケースワーカー4名の計5名体制で対応しています。資格につきましては、査察指導員及びケースワーカー5名中4名が社会福祉主事の資格を持っており、残り1名につきましても、現在、社会福祉主事の通信課程を受講中となっております。

また、担当数につきましては、社会福祉法において、被保護世帯数が240世帯以下であるときは3とし、被保護世帯数が80を増すことに、これに1を加えた数が標準として定められておりますので、担当数はケースワーカー1人当たり80世帯以下ということになりますが、令和2年5月末現在、岩出市の被保護世帯数は310世帯ございますので、担当数は1人当たり77.5世帯となっております。対応につきましては、それぞれの世帯の状況に応じ、ケース訪問格付基準に基づいて、AからDの4ケースに分類し、原則、訪問により状況を把握し、必要な対応を行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により相談件数の増加への対応につきましては、緊急小口資金や総合支援資金の貸付けに必要とされていた市から社会福祉協議会への連絡票が省略されるなど、事務手続の簡素化が図られたため、社会福祉協議会への相談だけで貸付けを受けられるようになったことから、窓口での相談につきましては、お待たせすることなく対応できているところです。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 当市における生活保護の現状について答弁頂きました。その中で、ケースワーカーが4人で、ケースワーカー1人当たりの担当世帯が77.5世帯との答弁がありました。被保護世帯の定期訪問の実施は、生活保護法第28条で、保護の実施機関は保護の決定または実施のため、必要があるときは要保護者の資産状況、健康状態、その他の事項を調査するため、要保護者について、当該職員にその居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることとされております。

こうした定期訪問の目的に沿って、被保護世帯に対する適切な保護と自立の促進を的確に行っていくためには、被保護世帯の状態に応じた適時適切な生活状況等の把握と自立に向けた指導が必要であり、このため被保護世帯の状態に応じた頻度で定期訪問することが大切であると考えます。

そこで、当市として、被保護世帯への定期訪問の実施頻度はどれぐらいか。また、それはどのようにして決定されているのでしょうか、お伺いします。



○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 被保護世帯の定期訪問につきましては、国の通知に基づき作成しているケース訪問格付基準により、AからDの4ケースに分類し訪問しております。Aケースは、毎月1回以上の訪問を要するケースで、収入の状況を毎月把握する必要がある世帯や継続して就労指導を要する世帯、常時配慮を要する世帯などが該当します。Bケースは、2か月に1回以上訪問を要するケースで、稼働能力の有無を定期的に把握する必要がある傷病者世帯などが該当します。Cケースは、3か月に1回以上訪問を要するケースで、長期にわたり稼働能力の活用が見込めない世帯等となり、高齢者世帯などが該当します。Dケースは、6か月に1回以上の訪問を要するケースで、施設入所あるいは長期入院している者のみの世帯が該当します。

○田畑議長 再々質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 定期訪問につきましては、例えば、高齢者の世帯等、Cケースでは、年4回の3か月に1回以上との答弁がありました。以前から全国的に生活保護世帯に関わる様々な事件等が報道されてきました。また、最近では独り暮らしの高齢者が新型コロナウイルスに感染して自宅で亡くなっていたという悲しい報道もされてきました。当市においても、高齢者家庭や独り暮らしの家庭が多くなると思いますが、何か問題が起こってからでは遅いと思います。

そこでお伺いいたします。市では、法により訪問回数等は決めているのかと思いますが、特に見守り等が必要な世帯については、今後、定期訪問を増やすべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

また、先ほども申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、緊急事態宣言が全国に出され、収入が減収されるなど、生活保護になるケースも増加してくると思われれます。今後、市としてどのような対応をしていこうと考えているのか、市の見解をお伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 訪問基準は、業務上の目安であり、特に生活状況や健康状態の把握が必要な場合などは、必要に応じ訪問回数を増やす、あるいは電話で状況を確認するなどの対応を行っております。また、状況に応じて介護サービス等の利用につなげる、あるいは民生委員・児童委員と連携を取るなどの対応を行う場合もあり

ます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、生活に不安を抱えている方につきましては総合支援資金等の貸付け制度や、家賃の支払いにお困りの方には住居確保給付金等の必要な制度につなげるとともに、保護が必要な方には必要な保護を実施してまいります。

○田畑議長　これで、福岡進二議員の２番目の質問を終わります。

　　以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。